

## 第 39 号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出します。

令和 4 年 6 月 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

## 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

### 記

#### 1 専決処分をした事件

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

#### 2 専決処分の内容

別紙のとおり

#### 3 専決処分をした日

令和4年4月25日

#### 4 専決処分をした理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、令和4年5月15日に告示された中野区長選挙及び中野区議会議員補欠選挙からこの条例による改正後の規定を適用する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をした。

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年4月27日

中野区長 酒 井 直 人

## 中野区条例第24号

### 中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

中野区議会議員及び中野区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。